

各位

会 社 名 株式会社セルシード  
代表者氏名 代表取締役社長 橋本 せつ子  
(コード番号: 7776)  
問 合 せ 先 管 理 部 門 長 山 崎 浩  
電 話 番 号 03-6380-7490

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 1. 変更の理由

#### (1) 本店所在地の変更

業務の効率化を図るため、当社現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める所在地を東京都新宿区から東京都江東区に変更するものであります。

#### (2) 発行可能株式総数の変更

今後、当社の将来の機動的な資本政策を遂行可能とするために、発行可能株式総数を増加することを目的として、当社現行定款第 5 条（発行可能株式総数）について 15,300,000 株から 35,537,600 株に増加させるものであります。

#### (3) 取締役及び監査役の責任免除についての変更

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更になりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社現行定款第 30 条（取締役の責任免除）第 2 項及び第 41 条（監査役の責任免除）第 2 項の規定の一部を変更するものであります。なお、当社現行定款第 30 条第 2 項の変更を議案として株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第4条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>15,300,000</u>株とする。</p> <p>第6条 ～ 第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>35,537,600</u>株とする。</p> <p>第6条 ～ 第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 ～ 第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 ～ 第40条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 ～ 第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 ～ 第40条 (現行どおり)</p>

<p>(監査役の責任免除) 第41条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 29 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 29 日 (火)

以 上